

食品安全委員会第949回会合議事録

1. 日時 令和6年7月30日（火） 14：00～14：29

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 3品目

(農林水産省からの説明)

イソプロチオラン

チアジニル

ベンゾビシクロン

(2) 農薬第五専門調査会における審議結果について

・「ジンプロピリダズ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「フェンメディファム」に係る食品健康影響評価について

・農薬「マンデストロビン」に係る食品健康影響評価について

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、祖父江委員、頭金委員、小島委員、杉山委員、松永委員

(説明者)

農林水産省 石岡農産安全管理課長

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、藤田総務課長、井本評価第一課長、

古田評価第二課長、浜谷情報・勸告広報課長、横山農薬評価室長、

今井評価情報分析官、寺谷評価調整官

5. 配付資料

資料1-1 食品健康影響評価について<イソプロチオラン>

資料1-2 食品健康影響評価について<チアジニル>

資料1-3 食品健康影響評価について<ベンゾビシクロン>

資料1-4 「イソプロチオラン」、「チアジニル」及び「ベンゾビシクロン」の

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づく
食品健康影響評価について

資料2 農薬第五専門調査会における審議結果について<ジンプロピリダズ>

資料3-1 農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について<フェンメディファム>

資料3-2 農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について<マンデストロビン>

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第949回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

まず、杉山委員からオンラインでの御出席の申出がありましたので、食品安全委員会運営規程第3条に基づき、これを認めます。

本日は7名の委員が出席です。

また、農林水産省の石岡農産安全管理課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にごさいます「食品安全委員会（第949回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○藤田総務課長 事務局でございます。本日の資料は7点ございます。

資料1-1から1-3が農薬3品目「イソプロチオラン」、「チアジニル」、「ベンゾビシクロン」に係る農林水産省からの諮問書「食品健康影響評価について」、資料1-4がこれらに関する農林水産省の説明資料、資料2が「農薬第五専門調査会における審議結果について<ジンプロピリダズ>」、資料3-1が「農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について<フェンメディファム>」、資料3-2が「農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について<マンデストロビン>」。

以上でございます。

不足等はございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○藤田総務課長 事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただいた確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1から1-3にありますとおり、農林水産大臣から7月24日付で農薬3品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、農薬3品目について、農林水産省の石岡農産安全管理課長から説明をお願いいたします。

○石岡農産安全管理課長 農林水産省農産安全管理課長の石岡です。よろしくお願いたします。

それでは、資料1-4に基づき説明させていただきます。

今回、食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いいたしますものは、農薬の再評価に係る3つの農薬「イソプロチオラン」、「チアジニル」、「ベンゾピシクロン」でございます。農薬の再評価につきましては、これまでにこの委員会でも説明させていただきましたが、農薬の安全性を一層向上させるため、登録されている全ての農薬を対象に最新の科学的知見に基づき安全性の再評価を行うというものでございます。

1枚めくっていただきまして、今回の3つの農薬のうち、まず1つ目のイソプロチオランでございます。これは殺菌剤、植物成長調整剤でございます。日本では1974年に登録されまして、稲や果樹などに使用されているものでございます。食品安全委員会では5回評価いただきまして、ADI及びARfDが設定されているというものとなります。

めくっていただいて、次に2つ目のチアジニルでございます。これは殺菌剤でございます。日本では2003年に登録され、稲に使用されているものでございます。食品安全委員会では2回評価いただいて、ADI、ARfDが設定されているというものとなります。

最後、3つ目のベンゾピシクロンでございます。これは除草剤でございます。日本では2001年に登録されて、稲の栽培時に使用されるというものでございます。食品安全委員会では1回評価いただいて、ADIが設定されているものでございます。

農林水産省からの説明は以上です。よろしくお願いたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いたします。

農林水産省から御説明のありましたとおり、農薬3品目について、農薬取締法に基づく再評価に係る評価要請であり、農薬の再評価制度の趣旨を踏まえ、最新の科学的知見に照らして改めて評価を行い、食品の安全性を確保する必要があると考えられますので、農薬に関する専門調査会において審議するというところでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、農薬「イソプロチオラン」、「チアジニル」及び「ベンゾビシクロン」については、農薬に関する専門調査会において審議することとし、農薬第一専門調査会から農薬第五専門調査会のいずれかの専門調査会で調査審議するかについては、後日、私が指定し、指定次第速やかに本委員会において御報告させていただきたいと思ます。

石岡課長、どうもありがとうございました。

(2) 農薬第五専門調査会における審議結果について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「農薬第五専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されていません。

まず、担当の浅野委員から説明をお願いたします。

○浅野委員 それでは、ピリダジンピラゾールカルボキシアミド骨格を有します殺虫剤である「ジンプロピリダズ」の概要について、資料2に沿って説明いたします。

資料2の右下7ページの要約を御覧ください。各種毒性試験結果から、ジンプロピリダズ投与による主な影響としましては、体重増加抑制並びにラットにおきまして肝臓の重量増加や肝細胞肥大などの所見が認められました。発がん性、神経毒性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められませんでした。

各種試験結果から、農産物中のばく露評価対象物質をジンプロピリダズ並びに代謝物M7及びM9と設定しました。

各試験で得られた無毒性量または最小毒性量のうち最小値は、ラットを用いた90日間亜急性毒性試験の17 mg/kg 体重/日でしたが、より長期間実施されたラット2年間慢性毒

性試験／発がん性併合試験及びマウス18か月間発がん性試験における無毒性量が21 mg/kg 体重／日であったことから、これを根拠といたしまして、安全係数100で除した0.21 mg/kg 体重／日を許容一日摂取量（ADI）と設定いたしました。

また、ジンプロピリダズの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量または最小毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験の120 mg/kg 体重であったことから、これを根拠といたしまして、安全係数100で除した1.2 mg/kg 体重を急性参照用量（ARfD）と設定いたしました。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○横山農薬評価室長 それでは、資料2に基づいて補足の説明をさせていただきます。

評価書案右下のページで5ページを御覧ください。審議の経緯がございます。新規の農薬登録申請があったことを受けまして、昨年11月に厚生労働大臣から評価要請のあったものとなります。3月と5月の農薬第五専門調査会で御審議いただき、本日御報告するものでございます。

8ページにお進みください。評価対象農薬の概要でございます。構造式は6. に示されたとおりでございます。

次のページ、9ページの8. 開発の経緯に記載がございますとおり、このものはピリダジンプラゾールカルボキシアミド骨格を有する殺虫剤でございます。昆虫類の感覚器である弦音器官の機能をかく乱することにより、昆虫の運動統制を失わせ、摂食行動などを阻害し、死に至らせると考えられているものでございます。

次の10ページから安全性に係る試験の概要になります。1、2、3と土壌中動態試験、水中動態試験、土壌残留試験がございまして、土壌中、水中での半減期、主な分解物などについて記載されております。

12ページになりますが、4. の（1）といたしまして植物代謝試験の結果がございます。トマト、レタス及び大豆で試験が実施された結果、10%TRRを超える代謝物としてM7、M9、M15及びM44が認められております。

17ページにお進みください。（2）の作物残留試験の結果、ジンプロピリダズ並びに代謝物M7、M9、M15、M53及びM54を分析対象化合物とした作物残留試験が実施されまして、ジンプロピリダズ、代謝物M53を含むものですが、この最大残留値は荒茶の14.6 mg/kg、代謝物の最大残留値はM7で0.79 mg/kg、M9では0.70 mg/kg、M15では0.89 mg/kgというような結果でございました。

次に、その下の（3）家畜代謝試験がございまして、ヤギに続きましてニワトリで試験が実施されております。代謝物M7、M9、M12、M23、M24、M35が10%TRRを超えて認められました。

23ページにお進みください。5. の動物体内動態試験です。

まず、表15に血漿中の薬物動態学的パラメータが示されています。24ページの下の方か

ら記載がございますが、投与後72時間の吸収率は83.3から91.4%と算出されています。

お進みいただきまして、39ページから毒性試験の結果でございます。

さらにお進みいただきまして、43ページの8. の（1）としましてラットを用いた2年間慢性毒性／発がん性併合試験、44ページの下の方から（2）としてマウスを用いた18か月間発がん性試験の記載がございます、これらの試験がADIの設定根拠になった試験でございます。いずれの試験でも発がん性は認められなかったという結果でございます。

45ページに記載のございます9. の（1）急性神経毒性試験ですが、一般状態の変化などが認められまして、ARfDの設定根拠と判断されております。

次の46ページの10. の（1）2世代繁殖試験では、繁殖能に対する影響は認められなかったという結果、47ページのラットを用いた発生毒性試験、ウサギを用いた発生毒性試験では、催奇形性は認められなかったという結果となっております。

48ページを御覧いただきますと、遺伝毒性の結果がございまして、遺伝毒性はないものと考えられたと判断されております。

54ページから食品健康影響評価の記載がございます。農産物中のばく露評価対象物質はジンプロピリダズ並びに代謝物M7及びM9と設定されました。

55ページにADI、ARfDについてそれぞれ記載がございます。内容につきましては、先ほど浅野委員から御説明いただいたとおりでございます。

資料の冒頭にお戻りください。こちらにつきまして、本日御了解いただけましたら、明日からの36日間、こちらは30日間にシステムの停止期間分の6日を加えた日数になりますが、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第五専門調査会に依頼することとしたいと思います。

（3）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

まず、農薬「フェンメディファム」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○横山農薬評価室長 御説明申し上げます。

資料3-1を御覧ください。農薬評価書「フェンメディファム」第2版でございます。

6ページの第2版の審議の経緯を御覧ください。2023年3月に農林水産大臣から農薬取締法に基づく再評価に係る評価要請のあったものとなります。本年2月及び3月の農薬第三専門調査会で御審議いただき、取りまとめいただきました評価書案について5月14日の食品安全委員会において報告し、その後、5月15日から6月13日まで国民からの意見・情報の募集を行っていたものでございます。

11ページにお進みください。評価対象農薬の概要でございます。構造式は6. に示されたとおりのものでございまして、次のページの8. 開発の経緯に記載がございまして、カーバメート系の除草剤でございまして、このものは植物体内に吸収され、同化作用及びヒル反応を阻害することで枯死させると考えられているものでございます。1998年に初回農薬登録されているものでございます。

食品健康影響評価までお進みください。58ページでございます。ADI、ARfDにつきましては、59ページに記載がございまして、ADIは2年間慢性毒性/発がん性併合試験の4.60 mg/kg 体重/日を根拠に0.046 mg/kg 体重/日、ARfDについては設定の必要がないとされております。前版からの変更はございませんでした。

今般、意見・情報の募集を行った結果につきまして、最後の方になりますが、84ページに参考として添付しております。御意見を2通頂戴いたしました。

1通目につきまして、左側の欄の意見1に記載がございまして、意見の内容でございまして、農薬撲滅を求めます。残留農薬の基準を満たしているとか、所見なしとか表向きをきれいに演出しているが所詮は農薬なのです。国民の安心安全の確保、農薬の何が安全安心と言えるのか知りたいです。内閣府、食品安全委員会、信用してませんといった御意見をいただいております。

回答は右側の記載となりまして、農薬の登録及び使用に関する御意見はリスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省に情報提供いたしますという内容となります。

次に、2通目の意見2でございまして、内容としましては、評価に際して参照した資料のほとんどは申請者が作った未公表資料ですが、これでは申請者に有利なものに限定されることは明らかですし、申請者に不利なものはあえて出さないということも考えられますといったこと。また、今や600成分以上に上っている農薬の多さを考えると、複合影響や体内で混在することによる影響など検証するようお願いするという意見を頂戴しております。

回答は右側の回答2のところを御覧ください。まず、食品安全委員会では、国民の健康の保護が最も重要であるという基本認識の下、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に、食品を介した農薬の摂取による人の健康への影響について評価を行っているということ

まず1番目に記載がございまして、2つ目、参照資料につきましては、「食品安全委員会の公開について」に基づき、原則として公開することとされていますが、公開することにより個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定のものに不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある資料については非公開としているところでございます。また、試験の概要を記載した資料につきましては、専門調査会での審議終了後に申請者の知的財産に係る内容がマスクされた閲覧用資料を事務局において公開しているというところでございます。また、評価に用いる資料に関しましては、「残留農薬に関する食品健康影響評価指針」に基づき、評価に必要な資料を要請者であるリスク管理機関がその責任において提出すること、資料の内容の信頼性を確保することを求めているほか、科学的に信頼できる資料を提出することとなっているという記載をしております。

食品安全委員会においては、個別の試験結果について、上記のほか、試験条件、試験結果等のデータの科学的な信頼性を確認しながら評価を行っているというものでございます。

また、最後に、複数の化合物へのばく露については、現段階では、JMPRやJECFAにおいて、複数の化合物へのばく露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいりますとの回答となります。

以上2通の御意見が寄せられておりますが、専門調査会の結果を変更することなく、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、農薬第三専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちフェンメディファムの許容一日摂取量（ADI）を0.046 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要はないと判断したということによろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

次に、農薬「マンデストロビン」についてです。

本件については、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○横山農薬評価室長 資料3-2に基づき御説明申し上げます。

マンデストロビンの農薬評価書第5版でございます。

右下の通し番号で7ページを御覧ください。審議の経緯の第5版関係の部分を御覧ください。

さい。適用拡大に係る農薬登録申請並びに畜産物及び魚介類への基準値設定依頼のあったことを受けまして、2月に厚生労働大臣から評価要請のあったものでございます。5月の農薬第五専門調査会で御審議いただき、本日御報告するものでございます。

12ページを御覧ください。評価対象農薬の概要でございます。このものの構造は6.に示されており、構造などの記載がございますが、ラセミ体でございます。

このページの下の方、8. 開発の経緯にございますとおり、マンデル酸骨格を持つストロビルリン系の殺菌剤で、ミトコンドリア内チトクローム系に作用して、殺菌作用を示すと考えられているものでございます。

ADI及びARFDは設定済みとなっております。今回、作物残留試験、畜産物残留試験の成績等が提出されております。重版でございますので、評価書の内容につきまして変更点を中心に御説明申し上げます。

23ページを御覧ください。下の方にございます4.の(2)作物残留試験につきまして、結果は次のページになりますが、つるむらさき、しその花穂などの試験が追加されました。結果は別紙3の方に追記されてございますが、本文の記載につきましては24ページのマンデストロビンまたはマンデストロビン*R*及びマンデストロビン*S*の合計の最大残留値は、今回提出されました試験結果に基づいて最終散布1日後に収穫したしその花穂の55.2 mg/kgと修正がされました。

24ページの(4)の家畜代謝試験でございますが、ヤギとニワトリで実施されております。前版までに記載されていた試験でございますが、今回、畜産物のばく露評価対象物質を設定するに当たりまして、マンデストロビン及び代謝物の総残留放射能に対する割合の情報が追記されました。10%TRRを超える代謝物はD、F、I、K及びQ並びにFのグルクロン酸抱合体でございました。

28ページにお進みください。(5)のウシの畜産物残留試験が今回追加されました。マンデストロビンの最大残留値は肝臓における0.28 $\mu\text{g/g}$ という結果となっております。

29ページの(6)魚介類における最大推定残留値につきまして、今回追記されました。魚介類における最大推定残留値は0.012 mg/kgというものでございます。

57ページまでお進みください。食品健康影響評価の記載でございます。ばく露評価対象物質につきましては、57ページから58ページに記載がございまして、今回、畜産物と魚介類中のばく露評価対象物質が設定されまして、農産物、畜産物、魚介類中のばく露評価対象物質がマンデストロビン(親化合物のみ)と設定されました。

ADI、ARFDにつきましては、記載のとおりでございます。ADIにつきましては、イヌの1年間の慢性毒性試験を根拠に0.19 mg/kg 体重/日、ARFDにつきましては設定の必要なしとされまして、前版からの変更はございませんでした。

以上、マンデストロビンにつきまして、これまでの評価結果を変更するものではございませんので、国民からの意見・情報の募集を実施することなく、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第五専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちマンデストロピンのADIを0.19 mg/kg 体重/日と設定し、ARFDは設定する必要がないと判断したということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございました。

(4) その他

○山本委員長 ほかに議事はありますか。

○藤田総務課長 特にございません。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、8月6日火曜日14時から開催を予定しております。

また、8月1日木曜日14時から「農薬第一専門調査会」が開催される予定となっております。

以上をもちまして、第949回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。